

検討事項に関する主要な論点及び検討資料

ページ

1. 主要な論点

- ・ 導入すべき労働調停の在り方について . . . 1
- ・ 雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の当否等について . . . 2
- ・ 労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否等について . . . 3
- ・ 労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方について . . . 4

2. 検討資料

- ・ 導入すべき労働調停の在り方について . . . 5
- ・ 雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の当否等について . . . 17
- ・ 労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否等について . . . 27
- ・ 労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方について . . . 33

導入すべき労働調停の在り方についての主要な論点

- 1 対象となる紛争
 - (1) 個別的紛争を念頭に置いて制度設計をする考え方
 - (2) その他の考え方（集团的紛争も念頭に置くか等）
- 2 事物管轄（簡易裁判所とするか、地方裁判所とするか）
 - (1) 管轄する裁判所
 - ・ 主として簡易裁判所の管轄とする考え方（現行の民事調停手続と同様）
 - ・ 主として地方裁判所の管轄とする考え方
 - ・ その他
 - (2) 労働調停と簡易裁判所の一般民事調停の選択の可否
- 3 土地管轄（申立人の住所地での申立ての可否）
- 4 専門家調停委員
 - (1) 必要とされる専門性の内容
 - ・ 労働法に関する知見（法令、判例等）
 - ・ 労働関係の実情に関する知見（労働関係の制度、技術、慣行等）
 - ・ 労働関係に関する調整力（労使の均衡点を見出す勘、感覚等）
 - ・ 自然科学に関する知見（労働災害等に関連する医学、先端的な産業技術等）
 - ・ その他の知見
 - (2) 専門家調停委員の性格
 - ・ 中立公平な第三者
 - ・ 労使の代表者
 - (3) 専門家調停委員の供給源
- 5 訴訟との連携
 - (1) 調停前置の要否
 - (2) 職権による付調停の活用等
 - (3) 調停不成立の場合の取扱い（調停手続で提出された資料等の訴訟での取扱い等）
- 6 調停の成立を促進するための仕組み
 - (1) 調停委員会が定める調停条項の制度等の導入
 - (2) 調停に代わる決定等の活用
 - (3) その他

雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の 関与する裁判制度の導入の当否等についての主要な論点

1 裁判への専門的な知識経験の導入の必要性の有無等

- (1) 専門的な知識経験の導入の必要性の有無
- (2) 専門性が必要とされる事件の種類
 - ・ 個別的紛争、集团的紛争（それぞれの具体的な意味内容についてもさらに検討が必要）
 - ・ 要件の明確な規定への当てはめで判断が可能な紛争、要件が一般的な規定であるためその解釈も必要な紛争
 - ・ その他具体的な紛争類型としてどのようなものがあるか。
- (3) 必要とされる専門性の内容
 - ・ 労働法に関する知見（法令、判例等）
 - ・ 労働関係の実情に関する知見（労働関係の制度、技術、慣行等の経験則等）
 - ・ 労働関係に関する調整力（労使の均衡点を見出す勘、感覚等の経験則等）
 - ・ 自然科学に関する知見（医学（労働災害等関連）、先端的な産業技術等）
 - ・ その他の知見
- (4) 必要とされる専門性の水準・程度

2 専門性を導入する方法

- (1) 裁判官による習得（研修、書物等）
- (2) 当事者による主張・立証（証拠調べ等）
- (3) 専門的な知識経験を有する外部の人材（専門家）の活用

3 専門家を活用する場合の専門家の在り方

- (1) 専門家の性格
 - ・ 中立公平性
 - ・ いわゆる労使の代表者
- (2) 専門家の供給源、員数等

4 専門家を活用する場合の関与の場面等

- (1) 関与の場面
 - ① 訴訟の進行に関し必要な事項についての協議（進行協議期日）
 - ② 争点及び証拠の整理（争点整理期日）
 - ③ 証拠調べ
 - ④ 和解
 - ⑤ 判決
- (2) 関与の態様
 - ① 専門的な知見に基づく説明（専門委員制度（検討中）参照）
 - ② 当事者、証人等への発問（司法委員制度、専門委員制度（検討中）参照）
 - ③ 意見の陳述（評議；司法委員制度参照。いわゆる参審・参与制度）
 - ④ 判断（評決；いわゆる参審制度）
- (3) 導入された専門的知見の内容についての透明性の確保等（専門委員制度（検討中）参照）
- (4) 専門家が関与することについての当事者の意向の反映

5 その他の問題点

- (1) 憲法上の論点（いわゆる参審制度の場合）
- (2) 民事訴訟全体の中での位置付け

労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否等についての主要な論点

- 1 労働関係事件の性質と訴訟手続の在り方（現行の労働関係事件に係る民事訴訟手続の現状と評価等）
- 2 労働関係事件に係る民事裁判の充実、迅速化
 - (1) 審理期間の短縮
 - (2) 計画審理（事件の振分け等）
 - (3) 証拠の収集
 - (4) その他
- 3 労働関係事件に係る民事裁判へのアクセス
 - (1) 簡便な定型の訴状の活用
 - (2) 訴訟費用の在り方等
 - (3) その他
- 4 その他
 - (1) 少額訴訟手続の活用
 - (2) 仮処分手続と本案訴訟手続
 - (3) その他

労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方についての主要な論点

1 労働委員会の救済命令に対する司法審査制度の現状と評価

- ・ 労働委員会制度の意義・目的、司法審査の役割
- ・ 労働委員会制度の現状
- ・ 「事実上の5審制」の問題状況

2 労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方

(1) 審理の充実、迅速化

(2) 審級省略の当否

- ・ 労働委員会の審査手続の厳格性の程度（当事者に対する主張・立証等の手続保障や事実認定過程の在り方、審査手続が裁判所の第一審に代替し得るか）
- ・ 労働委員会の判断の専門性の内容
- ・ 審級の利益（当事者が裁判所の判断に対する不服を上級審に訴える機会の確保）
- ・ その他

(3) 実質的証拠法則の当否

- ・ 労働委員会の審査手続の厳格性の程度、判断の専門性の内容
- ・ その他

(4) 新主張・新証拠の提出制限の当否

- ・ 労働委員会の審査手続の厳格性の程度、判断の専門性の内容
- ・ その他

3 その他

導入すべき労働調停の在り方についての検討資料

本資料は、「労働関係事件への総合的な対応強化に係る検討すべき論点項目（中間的な整理）」の「2 導入すべき労働調停の在り方について」の各論点項目（枠囲み中に掲記）に関して、検討の参考として、事務局において、関係法令、参考文献その他の関連事項を記載したものである。

2 導入すべき労働調停の在り方について

(1) 労働調停に求められるもの（労働調停の機能・効果）

- ・ 現行の民事調停制度の現状と評価（労働関係事件での利用が進んでいない原因等）
- ・ 専門性（内容、水準・程度）
- ・ 簡易・迅速性（調停手続に要する期間・回数，紛争処理全体に要する期間，訴訟における和解との関係）
- ・ 実効性（訴訟の判決との関係）
- ・ 対象となる紛争（個別的紛争か集团的紛争も含めるか，権利紛争か利益紛争か，通常の民事調停との選択の可否等）

[1] 民事調停制度

民事調停制度は、民事に関する紛争について、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とした制度である。

【参照条文】

○民事調停法（昭和26年法律第222号）（抄）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決を図ることを目的とする。

[2] 民事調停の簡易・迅速性

調停成立の可能性がないのに、いたずらに手続を長引かせるのでは、簡易・迅速な紛争の処理が図れないので、このような場合には、調停不成立のまま事件を終了させることができることとされている。

また、民事訴訟のように、詳細な手続に関する規定はなく、簡易な手続で処理を図ることができる。

【参照条文】

○民事調停法（抄）

（調停の不成立）

第14条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込がない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が第十七条の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

[3] 民事調停の実効性

民事調停においては、調停前の措置の違反に対する制裁、不出頭に対する制裁

が設けられている。また、成立した調停は裁判上の和解と同一の効力を有するとともに、調停が成立する見込みがない場合には、裁判所は職権で調停に代わる決定をすることができることとされている。

【参照条文】

○民事調停法（抄）

（調停前の措置）

第12条 調停委員会は、調停のために特に必要があると認めるときは、当事者の申立により、調停前の措置として、相手方その他の事件の関係人に対して、現状の変更又は物の処分禁止その他調停の内容たる事項の実現を不能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除を命ずることができる。

2 前項の措置は、執行力を有しない。

○民事調停規則（昭和26年最高裁規則第8号）（抄）

（合意による暫定的措置の勧告）

第38条 調停委員会は、必要があると認めるときは、当事者に対し、調停の成立を著しく困難にし、又はその円滑な進行を妨げる行為を合意により一時停止すべきことを勧告することができる。

○民事調停法（抄）

（調停の成立・効力）

第16条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

（調停に代わる決定）

第17条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。

（異議の申立）

第18条 前条の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の申立をすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

2 前項の期間内に異議の申立があつたときは、同項の決定は、その効力を失う。

3 第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

（不出頭に対する制裁）

第34条 裁判所又は調停委員会の呼出しを受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、裁判所は、五万円以下の過料に処する。

（措置違反に対する制裁）

第35条 当事者又は参加人が正当な事由がなく第十二条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による措置に従わないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

[4] 対象となる紛争

民事調停の対象は、広く「民事に関する紛争」とされ、他方、宅地建物調停、農事調停等の特定の紛争に関する調停について、特則が設けられている。

【参照条文】

○民事調停法（抄）

（調停事件）

第2条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立をすることができる。

（宅地建物調停事件・管轄）

第24条 宅地又は建物の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件は、紛争の目的である宅地若しくは建物の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(農事調停事件)

第25条 農地又は農業経営に附随する土地、建物その他の農業用資産(以下「農地等」という。)の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件については、前章に定めるものの外、この節の定めるところによる。

(商事調停事件について調停委員会が定める調停条項)

第31条 第二十四条の三の規定は、商事の紛争に関する調停事件に準用する。

(鉦害調停事件・管轄)

第32条 鉦業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)に定める鉦害の賠償の紛争に関する調停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(交通調停事件・管轄)

第33条の2 自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(公害等調停事件・管轄)

第33条の3 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)(抄)

(目的)

第1条 この法律は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。)について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(当事者に対する助言及び指導)

第4条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争(労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二十六条第一項に規定する紛争を除く。)に関し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(第2項以下 略)

○労働関係調整法(昭和21年法律第25号)(抄)

第6条 この法律において労働争議とは、労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために争議行為が発生してゐる状態又は発生する虞がある状態をいふ。

第7条 この法律において争議行為とは、同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行ふ行為及びこれに対抗する行為であつて、業務の正常な運営を阻害するものをいふ。

【参考文献】

「〔民事調停法第2条は、〕調停の対象が民事上の紛争のすべてに及ぶこと〔中略〕を明らかにした規定である。」

「ここで「民事に関して紛争が生じたとき」という場合の「民事」とは、一般に「刑事」に対する意味の最広義の概念であつて、いわゆる「商事」および「家事」関係の紛争を含むことはもちろん、広く法律的な処理が可能であり、かつ、当事者の合意的解決に親しむ一切の紛争を包含するものと解してよい。」

「〔紛争〕とは〔前述した〕ような対象について、当事者間で意思または意見が一致せず、あるいは他方が一方の要求に応じなく、あるいは応じないと認められるような状態があることを意味する。その紛争が、権利の存否に関するものか、権利の範囲あるいは履行期ないしはその履行方法に関するものかを問わない。しかし、具体的にどの程度の状態をもつて本条にいう「紛争」ありとみるかは、実務上問題のあるところである。判例の傾向は紛争の意味を比較的ゆるやかに解しており、権利関係の存否、内容、範囲に関するものに限らず、権利関係の不确实や権利実行の不安定がある場合をも紛争とみ

ている。また、現在は争いがなくとも、申立当時から予測できる将来の紛争の発生の可能性がある場合にも争いがあるとされ、権利関係には争いが無いが、将来の権利の実行の不安を除去するためされた小作調停の申立ても有効であり、将来の紛争を防止するため当事者間の法律関係を明確にし、または、債務名義を得る目的で調停の申立てをする場合も紛争があるとして取扱えるとの見解もある。」(最高裁判所事務総局「民事調停法逐条解説」)

[5] 通常の民事調停との選択

いわゆる特定調停制度においては、特定調停手続により調停を行う場合には、その旨を求める申述を行うこととされている。

【参照条文】

○特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）
（特定調停手続）

第3条 特定債務者は、特定債務等の調整に係る調停の申立てをするときは、特定調停手続により調停を行うことを求めることができる。

2 特定調停手続により調停を行うことを求める旨の申述は、調停の申立ての際にしなければならない。

（第3項 略）

(2) 管轄の在り方

- ・ 事物管轄（簡易裁判所とするか、地方裁判所とするか）
- ・ 土地管轄（申立人の住所地での申立てを認める必要性の有無等）

[6] 民事調停の管轄

民事調停は、原則として、相手方の住所地等を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所が管轄するが、宅地建物調停、農事調停等については、紛争の性質に応じて管轄の特則が定められている。

管轄の在り方の検討に際しては、相手方の利害、本案訴訟の管轄との関係、移送の在り方等について考慮することが必要と考えられる。

【参照条文】

○民事調停法（抄）
（管轄）

第3条 調停事件は、特別の定がある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

（宅地建物調停事件・管轄）

第24条 宅地又は建物の賃借その他の利用関係の紛争に関する調停事件は、紛争の目的である宅地若しくは建物の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

（管轄）〔農事調停に関する規定〕

第26条 前条の調停事件は、紛争の目的である農地等の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

（鉱害調停事件・管轄）

第32条 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）に定める鉱業の賠償の紛争に関する調停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

（交通調停事件・管轄）

第33条の2 自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の

住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(公害等調停事件・管轄)

第33条の3 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(3) 雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する調停委員（以下「専門家調停委員」という。）の在り方

ア 専門家調停委員の性格、役割等

- ・ 期待される役割（当事者間の調整，専門性の導入，当事者の主張の補充）
- ・ 専門家調停委員に必要とされる専門的な知識経験，能力の内容，水準
- ・ 程度（紛争の種類による相違点）
- ・ 専門家調停委員の性格（労使の代表者か，中立公平な第三者か）
- ・ 専門家調停委員の権限
- ・ 専門家調停委員に必要とされる倫理，義務

[7] 調停委員の知識経験

民事調停委員は、①弁護士となる資格を有する者、②民事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者、③社会生活の上で豊富な知識経験を有する者の中から選任することとされている。

【参照条文】

○民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和49年最高裁判所規則第5号）（抄）

（任命）

第1条 民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のものの中から、最高裁判所が任命する。ただし、特に必要がある場合においては、年齢四十年以上七十年未満の者であることを要しない。

○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（抄）

（委員会の組織）

第7条（第1項 略）

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（第3項以下 略）

[8] 調停委員の権限

民事調停委員の本来的な職務は、調停委員会で行う調停に関与することであるが、この他、専門家調停委員については、裁判所の命を受けて、担当外の調停事件について意見を述べること等がその職務とされている。

【参照条文】

○民事調停法（抄）

（民事調停委員）

第8条 民事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、嘱託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

(第2項 略)

[9] 調停委員の義務

民事調停委員は評議の秘密や職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないこととされている。この他、裁判所職員臨時措置法に基づき、国家公務員法の規定で準用されるものがある。

【参照条文】

○民事調停法（抄）

（評議の秘密を漏らす罪）

第37条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは民事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、十万円以下の罰金に処する。

（人の秘密を漏らす罪）

第38条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

イ 専門家調停委員の任免の在り方

- ・ 専門家調停委員の選任方法，選任資格，欠格事由，報酬等

[10] 調停委員の選任方法

民事調停委員は、一定の要件を満たす者の中から、任期2年で最高裁判所が任命することとされている。

【参照条文】

○民事調停委員及び家事調停委員規則（抄）

（任命）

第1条 民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のものの中から、最高裁判所が任命する。（以下略）

（任期）

第3条 民事調停委員及び家事調停委員の任期は、二年とする。

（所属等）

第4条 民事調停委員及び家事調停委員の所属する裁判所は、最高裁判所が定める。

[11] 調停委員の選任資格

前掲[7]参照。

[12] 調停委員の欠格事由

民事調停委員には、禁錮以上の刑に処せられた者、一定の懲戒処分を受けた者等はなることができないこととされている。

【参照条文】

○民事調停委員及び家事調停委員規則（抄）

（欠格事由）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、民事調停委員又は家事調停委員に任命することができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

- 三 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
 - 四 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
 - 五 医師として医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第七条第二項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者
 - 六 公認会計士、税理士又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補として登録抹消、業務禁止又は登録消除の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
 - 七 弁理士、建築士又は土地家屋調査士として業務禁止、免許取消し又は登録取消しの懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（抄）
（委員の欠格条項）
- 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
- 一 破産者で復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- （第2項 略）

ウ 個別の事件に係る専門家調停委員の指定の在り方

- ・ 担当調停委員の指定の方法（当事者の意向の反映等）、調停委員会の人数・構成、除斥・忌避制度の要否

[13] 調停委員の指定、構成

民事調停委員は、裁判所が調停委員会で調停を行う各事件について2名以上指定することとされている。

【参照条文】

- 民事調停法（抄）
（調停委員会の組織）
- 第6条 調停委員会は、調停主任一人及び民事調停委員二人以上で組織する。
（調停主任等の指定）
- 第7条 調停主任は、裁判官の中から、地方裁判所が指定する。
- 2 調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所が各事件について指定する。

[14] 除斥・忌避

民事調停委員については、裁判官と異なり裁判権の行使に当たるものではないことから、除斥・忌避の制度は設けられていない。

【参照条文】

- 民事訴訟法（平成8年法律第109号）（抄）
（裁判官の除斥）
- 第23条 裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥される。ただし、第六号に掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げない。
- 一 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者であるとき、又は事件について当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
- 二 裁判官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき。
- 三 裁判官が当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- 四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となったとき。
- 五 裁判官が事件について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき。

六 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

2 前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

(裁判官の忌避)

第24条 裁判官について裁判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができる。

2 当事者は、裁判官の面前において弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後が生じたときは、この限りでない。

エ 専門家調停委員の供給源等

- ・ 専門家調停委員の供給源，養成
- ・ 専門家調停委員に対する研修

[15] 調停委員の供給源

前掲 [7] 参照。

(4) 調停前置の要否

- ・ 調停前置のメリット及びデメリット
- ・ 調停前置とする場合における対象範囲（個別的紛争，集团的紛争，多数当事者事件，少額事件等）

[16] 調停前置

宅地建物調停及び家事調停においては、訴えを提起しようとする場合には、まず調停の申立てをしなければならないこととされている。

【参照条文】

○民事調停法（抄）

(地代借賃増減請求事件の調停の前置)

第24条の2 借地借家法（平成三年法律第九十号）第十一条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求に関する事件について訴えを提起しようとする者は、まず調停の申立てをしなければならない。

2 前項の事件について調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、受訴裁判所は、その事件を調停に付さなければならない。ただし、受訴裁判所が事件を調停に付することを適当でないとするときは、この限りでない。

○家事審判法（昭和22年法律第152号）（抄）

第18条 前条の規定により調停を行うことができる事件について訴を提起しようとする者は、まず家庭裁判所に調停の申立てをしなければならない。

2 前項の事件について調停の申立てをすることなく訴を提起した場合には、裁判所は、その事件を家庭裁判所の調停に付さなければならない。但し、裁判所が事件を調停に付することを適当でないとするときはこの限りでない。

(5) 訴訟手続との連携

ア 調停手続の開始段階

- ・ 付調停の活用（付調停に適する事件の種類，付調停に当たっての事件の振分けの在り方，付調停についての具体的な要件・手続）
- ・ 訴訟手続の担当裁判官の調停手続への関与の当否

[17] 付調停

当事者が訴訟による紛争の解決を求めて訴えを提起した場合でも、事件の内容等により、互譲によって実情に即した解決を図ることがより望ましいと考えられる場合があるため、裁判所の職権による付調停の制度が設けられている。

【参照条文】

○民事調停法（抄）

（受訴裁判所の調停）

第20条 受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に処理させ又はみずから処理することができる。但し、事件について争点及び証拠の整理が完了した後において、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し又は第十七条の決定が確定したときは、訴の取下があったものとみなす。

3 第一項の規定により受訴裁判所がみずから調停により事件を処理する場合には、調停主任は、第七条第一項の規定にかかわらず、受訴裁判所がその裁判官の中から指定する。

イ 調停手続の終了段階

- ・ 調停不成立の場合の取扱い（調停手続で提出された資料の取扱い等）

[18] 調停不成立の場合の取扱い

民事調停においては、当事者間に合意が成立する見込みがない等の場合には、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができることとされている。

【参照条文】

○民事調停法（抄）

（調停の不成立）

第14条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が第十七条の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

(6) 調停手続の在り方

ア 調停手続の進行

- ・ 当事者の説得，調停案の提示等，労働関係事件の特性に応じた効果的な手続の進め方

[19] 調停手続の進行

民事調停は、紛争解決の柔軟性、具体的妥当性、簡易迅速性、紛争の全体的な解決可能性等をその特色としているため、個々の事案に即した対応が可能となるよう、手続の進め方について特に詳細な規定は設けられていない。

イ 調停の成立を促進するための仕組み

- ・ 調停の成立を促進する仕組みの強力さの程度
- ・ 現行法上の各種制度（調停に代わる決定の活用等）

[20] 調停の成立を促進する制度

民事調停においては、当事者間の合意による紛争解決を促進するため、以下のような制度が設けられている。

① 調停に代わる決定

当事者間のわずかな意見の相違等により、せつかくの調停手続が徒労に帰すことのないよう、裁判所が適切妥当と考える解決案を決定の形で提示し、当事者に反省と熟慮の機会を与え、これを機縁として紛争の終局的解決を期するものである。

② 調停条項案等の書面による受諾

調停の成立には、基本的には、両当事者が期日に出頭して合意を成立させることが必要であるが、いわゆる特定調停では、当事者が遠隔地に居住する等の場合に、当事者の出頭の必要性を緩和し手続を利用しやすくするため、その当事者については、あらかじめ提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出すれば足りることとするものである。裁判上の和解についても同様の制度が設けられている。

③ 調停委員会が定める調停条項

調停事件のうちには、調停手続の過程で専門家調停委員が関与し、その専門的知識が活用されていること、経済合理性の観点から迅速な解決が望ましいこと等により、調停手続の中で最終的な解決を図ることが適当なものがあるため、当事者間に合意がある場合には調停委員会が調停条項を示す仲裁的な解決方法を設けている。なお、民事訴訟においても同様の制度が設けられている。

【参照条文】

《調停に代わる決定関係》

○民事調停法（抄）

（調停に代わる決定）

第17条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。

（異議の申立）

第18条 前条の決定に対しては、当事者又は利害関係人は、異議の申立をすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

2 前項の期間内に異議の申立があつたときは、同項の決定は、その効力を失う。

3 第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

《調停条項案等の書面による受諾関係》

○特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（抄）

(調停条項案の書面による受諾)

第16条 特定調停に係る事件の当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭してその調停条項案を受諾したときは、特定調停において当事者間に合意が成立したものとみなす。

○家事審判法(抄)

第21条の2 遺産の分割に関する事件の調停において、遠隔の地に居住する等の理由により出頭することが困難であると認められる当事者が、あらかじめ調停委員会又は家庭裁判所から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなす。

○民事訴訟法(抄)

(和解条項案の書面による受諾)

第264条 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

《調停委員会が定める調停条項関係》

○民事調停法(抄)

(地代借賃増減調停事件について調停委員会が定める調停条項)

第24条の3 前条第一項の請求に係る調停事件については、調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意(当該調停事件に係る調停の申立ての後にされたものに限る。)があるときは、申立てにより、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

2 前項の調停条項を調書に記載したときは、調停が成立したものとみなし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(商事調停事件について調停委員会が定める調停条項)

第31条 第二十四条の三の規定は、商事の紛争に関する調停事件に準用する。

(農事調停等に関する規定の準用)

第33条 第二十四条の三及び第二十七条から第三十条までの規定は、前条の調停事件に準用する。この場合において、第二十七条及び第二十八条中「小作官又は小作主事」とあるのは、「経済産業局長」と読み替えるものとする。

○特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(抄)

(調停委員会が定める調停条項)

第17条 特定調停においては、調停委員会は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

2 前項の調停条項は、特定債務者の経済的再生に資するとの観点から、公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容のものでなければならない。

3 第一項の申立ては、書面で行なければならない。この場合においては、その書面に同項の調停条項に服する旨を記載しなければならない。

4 第一項の規定による調停条項の定めは、期日における告知その他相当と認める方法による告知によってする。

5 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

6 第四項の告知が当事者双方にされたときは、特定調停において当事者間に合意が成立したものとみなす。

○民事訴訟法(抄)

(裁判所等が定める和解条項)

第265条 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、当事者の共同の申立てがあるときは、事件の解決のために適当な和解条項を定めることができる。

- 2 前項の申立ては、書面でしなければならない。この場合においては、その書面に同項の和解条項に服する旨を記載しなければならない。
- 3 第一項の規定による和解条項の定めは、口頭弁論等の期日における告知その他相当と認める方法による告知によってする。
- 4 当事者は、前項の告知前に限り、第一項の申立てを取り下げることができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。
- 5 第三項の告知が当事者双方にされたときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

(7) その他

- ・ 一定の事件の優先的な取扱いの要否
- ・ 他の紛争処理制度との関係（連携の要否等）

雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の
関与する裁判制度の導入の当否等についての検討資料

本資料は、「労働関係事件への総合的な対応強化に係る検討すべき論点項目（中間的な整理）」の「3 雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の当否について」の各論点項目（枠囲み中に掲記）に関して、検討の参考として、事務局において、関係法令、参考文献その他の関連事項を記載したものである。

3 雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の当否について

(1) 裁判への専門的な知識経験の導入

ア 専門的な知識経験の導入の必要性等

- ・ 導入の必要性の有無，導入の意義・目的（専門委員制度や司法委員制度による専門的な知識経験の導入との関係，我が国の労働関係紛争処理全体の中での訴訟の位置付け，民事訴訟事件全体の中での労働関係訴訟事件の位置付け，専門的な知識経験の導入に係る歴史的・社会的背景等）
- ・ 導入のメリット及びデメリット
- ・ 労働関係訴訟事件についての現状と評価
- ・ 導入が必要な事件の種類
- ・ 導入すべき専門的な知識経験の内容，水準・程度

[1] 外部の人材が訴訟手続に関与する諸制度

簡易裁判所の訴訟手続においては、「国民の健全な良識と感覚を反映させること」〔小室直人他編 基本法コンメンタール 新民事訴訟法2 296頁〕を主たる目的として、和解勧試の補助又は事件についての意見聴取のため、司法委員を関与させることができることとされている。

また、現在、争点・証拠の整理等、証拠調べ、和解勧試に際して、専門的な知見に基づく説明を聴取するため、新たに専門委員制度を導入することが検討されている。

【参照条文】

○民事訴訟法（平成8年法律第109号）（抄）
（司法委員）

第279条 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。
（第2項以下 略）

イ 専門的な知識経験の導入の方法

- ・ 当事者・代理人からの主張・立証，裁判官による習得による対応

- ・ 外部の人材（以下「専門家」という。）の活用の必要性の有無
- ・ 専門家が関与することのメリット及びデメリット

[2] 当事者・代理人からの主張・立証との関係

我が国の民事訴訟においては、紛争の当事者が主張・立証した資料に基づいて判断を行うことが原則とされている（弁論主義）。

【参照条文】

○民事訴訟法（抄）

（証明することを要しない事実）

第179条 裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実は、証明することを要しない。

【参考判例】

「裁判官の通常の知識により認識し得べき推定法則の如きは、その認識のためにとくに鑑定等の特別の証拠調を要するものではない。（最高裁判所昭和36年4月28日第2小法廷判決（民集15巻4号1115頁））」

「事実認定のための推定法則は、いわゆる経験則と称せられるものの一種である。そして、裁判所が経験則を認識するについては、訴訟上の証明手段によることを要せず、裁判官が私知により認識し得たことがらをそのまま用いてよいというのが旧大審院の判例でもあり（注一）、通説の認めるところでもあった（注二）。けれども、かような見解に対しては、経験則を一般常識的なものと特殊専門的なものとに分ち、後者については裁判官の私知を認めず、必ず訴訟上の証明手段によらねばならない、とする反対説がある（注三）。本判旨が「裁判官の通常の知識により認識し得べき推定法則云々」としているのは、たまたま、本件の推定法則が常識で理解できる程度のものであったのでそういっただけのものであるか、大審院以来の見解を改め反対説の見解に賛成した上での判示であるか、必ずしも明らかでない。けれども、従来のように経験則の認識については私知が許されるというように割り切った表現を用いていないところからみても、本判旨が、少なくとも、前記反対説を一応念頭においていることは、ほぼ間違いのないところであり、今後、この判例が、判例転回の契機となることは考えられることであろう。その意味において記憶に留めらるべき判例の一つである。

（注一）明治35.9.19大判民録8輯8巻10頁、明治42.3.26大判民録15輯270頁、明治44.11.27大判民録17輯1032頁、昭和8.1.31大判民集12巻1号51頁。

（注二）岩松三郎「経験則論」民事裁判の研究所収153頁以下等。

（注三）兼子一「経験則と自由心証」民事法研究所収193頁、中田「民訴法講義上」135頁。」（同判決についての最高裁判所判例解説民事編昭和36年度169頁）

(2) 導入する場合において、専門家の関与の在り方等

ア 関与の形態

- ・ 専門家が評決権を有する場合（いわゆる参審制度）
- ・ 専門家の意見が聴取される場合（いわゆる参与制度）
- ・ 専門委員制度（※ 現在、法制審議会において検討中）

[3] 評決権

裁判所が合議体により判決をする場合には、評議を行い、過半数の裁判官の意見によって決することとされている。

【参照条文】

○裁判所法（昭和22年法律第59号）（抄）

第76条（意見を述べる義務） 裁判官は、評議において、その意見を述べなければならない。

第77条（評議） 裁判は、最高裁判所の裁判について最高裁判所が特別の定をした場合を除いて、過半数の意見による。

② 過半数の意見によつて裁判をする場合において、左の事項について意見が三説以上に分れ、その説が各々過半数にならないときは、裁判は、左の意見による。

一 数額については、過半数になるまで最も多額の意見の数を順次少額の意見の数に加え、その中で最も少額の意見

二 刑事については、過半数になるまで被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加え、その中で最も利益な意見

[4] 意見の聴取

司法委員、参与員、民事調停委員及び家事調停委員については、裁判所による意見聴取に関する規定が設けられている。

【参照条文】

○民事訴訟法（抄）〔司法委員関係〕

第279条 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち合わせて事件につきその意見を聴くことができる。（第2項以下 略）

○家事審判法（昭和22年法律第152号）（抄）〔参与員関係〕

第3条 審判は、特別の定がある場合を除いては、家事審判官が、参与員を立ち合わせ、又はその意見を聴いて、これを行う。（以下略）
（第2項及び第3項 略）

○民事調停法（昭和26年法律第222号）（抄）〔民事調停委員関係〕

第8条 民事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。
（第2項 略）

○家事審判法（抄）〔家事調停委員関係〕

第22条の2 家事調停委員は、調停委員会でを行う調停に関与するほか、家庭裁判所の命を受けて他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、又は囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行う。
（第2項 略）

イ 関与する専門家の在り方等

① 専門家の性格等

- ・ 専門家の性格（労使の代表者か、中立公平な第三者か）
- ・ 専門家に必要とされる専門的な知識経験，能力の内容，水準・程度（紛争の種類による相違点）
- ・ 専門家に必要とされる倫理，義務

② 専門家の供給源等

- ・ 専門家の供給源，養成
- ・ 専門家に対する研修

[5] 専門家の性格

【参照条文】

○労働組合法（昭和24年法律第174号）（抄）

（労働委員会）

第19条 労働委員会は、使用者を代表する者（以下「使用者委員」という。）、労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）及び公益を代表する者（以下「公益委員」という。）各同数をもつて組織する。

（第2項以下 略）

（公益委員のみで行う権限）

第24条 第五条、第七条、第十一条及び第二十七条《編注：不当労働行為の審査》並びに労働関係調整法第四十二条の規定による事件に関する処分には、労働委員会の公益委員のみが参与する。但し、決定に先立つて行われる審問に使用者委員及び労働者委員が参与することを妨げない。

（第2項 略）

[6] 専門的な知識経験の内容

民事調停委員及び家事調停委員については、専門的な知識経験を有する者を含め、一定の任命要件が定められている（なお、司法委員及び参与員参照）。

【参照条文】

○民事調停委員及び家事調停委員規則（昭和49年最高裁判所規則第5号）（抄）

（任命）

第1条 民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のものの中から、最高裁判所が任命する。ただし、特に必要がある場合においては、年齢四十年以上七十年未満の者であることを要しない。

○司法委員規則（昭和23年最高裁判所規則第29号）（抄）

第1条 司法委員となるべき者は、良識のある者その他適当と認められる者の中から、これを選任しなければならない。

○参与員規則（昭和22年最高裁判所規則第13号）（抄）

第1条 参与員となるべき者は、徳望良識のある者の中から、これを選任しなければならない。

[7] 服務・義務

裁判官、参与員、民事調停委員、家事調停委員等については、守秘義務に関する規定等が設けられている。

また、司法委員、参与員、民事調停委員及び家事調停委員については、非常勤の裁判所職員（特別職の国家公務員）であり、裁判所職員臨時措置法に基づき、国家公務員法の規定で準用されるものがある。

【参照条文】

○裁判所法（抄）〔裁判官関係〕

第52条（政治運動等の禁止） 裁判官は、在任中、左の行為をすることができない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

（評議の秘密）

第75条（第1項 略）

② 評議は、裁判長が、これを開き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。

○家事審判法（抄）〔参与員及び家事調停委員関係〕

第30条 家事調停委員又は家事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は家事審判官若しくは家事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、十万

円以下の罰金に処する。

② 参与員又は参与員であつた者が正当な事由がなく家事審判官又は参与員の意見を漏らしたときも、前項と同様である。

第31条 参与員、家事調停委員又はこれらの職に在つた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

○民事調停法（抄）〔民事調停委員関係〕

（評議の秘密を漏らす罪）

第37条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは民事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、十万円以下の罰金に処する。

（人の秘密を漏らす罪）

第38条 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

○労働組合法（抄）〔労働委員会委員関係〕

（公益委員の服務）

第19条の6 常勤の公益委員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2 非常勤の公益委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第23条 労働委員会の委員若しくは委員であつた者又は職員若しくは職員であつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らしてはならない。中央労働委員会の地方調整委員又は地方調整委員であつた者も、同様とする。

第29条 第二十三条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

[8] 供給源等

前掲[6]参照。

ウ 具体的な制度の在り方

- ・ 憲法との関係
- ・ 専門家の役割、関与の場面（意見陳述、和解、争点整理、判決）
- ・ 専門家の関与する事件の範囲（個別的紛争か集团的紛争か、権利紛争的側面か利益紛争的側面か、通常の民事訴訟との選択の可否、当事者の意向の反映等）
- ・ 専門家の選任方法、選任資格、欠格事由等
- ・ 手続の利便性、迅速性の確保

[9] 参審制度に関する憲法上の論点

労働関係事件におけるいわゆる参審制度の検討に当たっては、刑事訴訟手続における裁判員制度について検討されている憲法上の論点が参考となり得る。

また、この他、①労働関係事件を「適正・迅速に処理するために」〔司法制度改革審議会意見書 22頁本文〕、「雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する

者の関与する裁判制度の導入の当否」〔同上 22頁枠内〕を検討しようとする観点と、裁判員制度における「裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができる」〔同上 102頁本文〕ようにする「司法の国民的基盤の確立（国民の司法参加）」〔同上 102頁〕の観点との相違点、②国家の刑罰権の行使に関する刑事裁判と私人間の権利義務関係に関する民事裁判との相違点等に留意しつつ、裁判員制度の場合と異なる固有の論点があるか否か等について検討が必要であると考えられる。

なお、民事訴訟のうち、労働関係事件についてのみ参審制度を導入することとする場合には、その理由も論点となる。

【参照条文】

○日本国憲法（抄）

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第76条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第77条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第80条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

[10] 専門家の役割、関与の場面等

司法委員、参与員、民事調停委員、家事調停委員等については、関与の場面、職務・権限等に関して、以下の点についての規定が設けられている。

① 個々の事件・場面における関与の要否の選択の在り方（裁判所が必要と認めた場合に関与、当事者が同意した場合に限り関与、原則として必ず関与等）

② 関与の場面（和解の場面、審理の場面等）

③ 関与の態様（裁判官に対して意見を述べることによる関与、証拠調べにおける発問による関与等）

労働関係事件での訴訟手続における関与の場面としては、(ア)争点整理、(イ)証拠調べ、(ウ)和解、(エ)判決における関与があり得る。また、関与の態様としては、(a)専門的な知見に基づく説明、(b)当事者、証人等への発問、(c)意見の陳述（評

議)、(d)評決権の行使等があり得る。

【参照条文】

○民事訴訟法（抄）〔司法委員関係〕
（司法委員）

第279条 裁判所は、必要があると認めるときは、和解を試みるについて司法委員に補助をさせ、又は司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聴くことができる。
（第2項以下 略）

○民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則）（抄）〔司法委員関係〕
（司法委員の発問）

第172条 裁判官は、必要があると認めるときは、司法委員が証人等に対し直接に問いを発することを許すことができる。

○家事審判法（抄）〔参与員関係〕

第3条 審判は、特別の定がある場合を除いては、家事審判官が、参与員を立ち合わせ、又はその意見を聴いて、これを行う。但し、家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事審判官だけで審判を行うことができる。

（第2項以下 略）

○民事調停法（抄）〔民事調停委員関係〕
（民事調停委員）

第8条 民事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

（第2項 略）

○家事審判法（抄）〔家事調停委員関係〕

第22条の2 家事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、家庭裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、又は囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行う。

（第2項 略）

○労働組合法（抄）〔労働委員会委員関係〕
（公益委員のみで行う権限）

第24条 第五条、第七条、第十一条及び第二十七条《編注：不当労働行為の審査》並びに労働関係調整法第四十二条の規定による事件に関する処分には、労働委員会の公益委員のみが参与する。但し、決定に先立つて行われる審問に使用者委員及び労働者委員が参与することを妨げない。

（第2項 略）

〔11〕 専門家の選任方法、資格要件、欠格事由等

専門性を有する民事調停委員、家事調停委員等について、選任方法、欠格事由等に関する規定が設けられている（なお、司法委員、参与員及び労働委員会委員参照）。

【参照条文】

○民事調停委員及び家事調停委員規則（抄）〔民事調停委員及び家事調停委員関係〕
（任命）

第1条 民事調停委員及び家事調停委員は、弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のものの中から、最高裁判所が任命する。ただし、特に必要がある場合においては、年齢四十年以上七十年未満の者であることを要しない。

（欠格事由）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、民事調停委員又は家事調停委員に任命することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 裁判官として裁判官弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 四 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 五 医師として医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第七条第二項の規定により免許を取り消され、再免許を受けていない者
- 六 公認会計士、税理士又は不動産鑑定士若しくは不動産鑑定士補として登録抹消、業務停止又は登録抹消の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 七 弁理士、建築士又は土地家屋調査士として業務停止、免許取消し又は登録取消しの懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

○司法委員規則（抄）〔司法委員関係〕

第1条 司法委員となるべき者は、良識のある者その他適当と認められる者の中から、これを選任しなければならない。

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを司法委員となるべき者に選任することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 裁判官として弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 四 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

第4条の2 地方裁判所は、司法委員となるべき者に司法委員たるにふさわしくない行為があつたときは、その選任を取り消さなければならない。

○参与員規則（抄）〔参与員関係〕

第1条 参与員となるべき者は、徳望良識のある者の中から、これを選任しなければならない。

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを参与員となるべき者に選任することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 公務員として免職の懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 裁判官として弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
- 四 弁護士として除名の懲戒処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

○労働組合法（抄）〔労働委員会委員関係〕

（中央労働委員会の委員の任命等）

第19条の3 中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人をもつて組織する。

2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち六人については、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の四第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。）、国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。）を行う国の経営する企業又は日本郵政公社の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦（労働者委員のうち六人については、特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員（以下この章において「特定独立行政法人職員」という。）、国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員（以下この章において「国有林野事業職員」という。）又は日本郵政公社の同号に規定する職員（以下この章において「日本郵政公社職員」という。）が結成し、又は加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

（第3項以下 略）

（委員の欠格条項）

第19条の4 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、公益委員となることができない。